

【2014 年 12 月 3 日発行】

---

■ 厚労省人事労務マガジン／第 51 号 ■

---

---

目次

---

【トピックス】

1. 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が  
公布されました
2. 労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう 労働条件」を  
開設しました

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムのご案内
- ◆大阪で無料の「テレワーク・セミナー」を開催します  
～ 情報通信技術（ICT）の活用で、場所にとらわれない働き方を ～
- ◆「『見える』安全活動コンクール」投票受付中  
～労働災害防止のための創意工夫事例への投票をお待ちしています～
- ◆現在の雇用失業情勢

---

【トピックス 1】「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」  
が公布されました

---

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が、平成 26 年 11 月 28 日に公布されました（施行期日は平成 27 年 4 月 1 日）。

この法律は、(1)高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、(2)定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法の「無期転換ルール（※1）」に特例を設けるものです。

【法のポイント】

1. 特例の対象となる労働者
  - (1) 5 年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に従事する、高収入、かつ高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者（※2）。

- (2) 定年後に、同一の事業主または「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」における「特殊関係事業主」に引き続き雇用される高齢者。

## 2. 特例の対象となる事業主

対象労働者に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について、厚生労働大臣から認定を受けた事業主。認定には、厚生労働大臣が策定する、対象労働者に応じた適切な雇用管理の実施に関する基本的な指針※2に照らして適切なものであることが必要。

## 3. 特例の具体的な内容

次の期間は無期転換申込権が発生しない。

- (1) の労働者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間  
(上限 10 年)
- (2) の労働者：定年後に引き続き雇用されている期間

## 4. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

- ※1 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みをいいます。（労働契約法第18条）
- ※2 特例の対象となる有期雇用労働者や、雇用管理の実施に関する基本的な指針の具体的な内容については、今後、労働政策審議会で審議する予定です。

### 【詳細はこちら】

○法案提出時の概要・条文・新旧対照表など

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html>

○制度の詳細（順次掲載）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/keiyaku/kaisei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/index.html)

---

### 【トピックス2】労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト

「確かめよう 労働条件」を開設しました

---

若者の「使い捨て」が疑われる企業が社会問題となる中、昨年9月1日に実施さ

れた「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」には、1,044件の、長時間労働や賃金不払残業といった相談が寄せられ、また労働条件に関する法令などへの質問も数多く寄せられました。

これを踏まえて、厚生労働省は、賃金や労働時間といった労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう 労働条件」を11月23日に開設しました。

このポータルサイトでは、事業主や労務管理を担当している方向けと、労働者やそのご家族向けに情報を整理して掲載し、Q & Aや法令・制度の紹介のほか、行政の取組などを紹介しています。

労働に関する法令や制度の確認、労務管理の際のご参考にしてください。

【ポータルサイト「確かめよう 労働条件」はこちら】

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

【主なコンテンツ】

● Q & A

「労働者・ご家族」、「事業主・労務管理担当」と労使に分けて、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説を掲載しています。

● 法令・制度のご紹介

● 相談窓口のご紹介

など

---

【厚生労働省からのお知らせ】

---

▽▼

生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムのご案内

▲△

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業経営者、人事労務担当者、働く人を対象に、年齢にかかわらず生涯現役で働ける社会の実現に向けたシンポジウムを開催します（参加無料・要予約）。

■開催内容

- ・講演「高年齢者雇用の現状と課題 ～高年齢人材を活かす～」（仮題）

藤村 博之氏（法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科教授）

- ・パネルディスカッション「生涯現役時代 ～我が社の取組～」（仮題）

コーディネーター：藤村 博之氏

パネリスト：

株式会社 I H I

（再雇用制度から 65 歳までの選択定年制度への見直し）

カゴメ株式会社

（市場価値型フルタイムを含む 3 パターンの再雇用形態）

株式会社高島屋

（有期契約雇用者までを対象とする 5 パターンの再雇用形態）

#### ■開催日・会場

平成 27 年 1 月 27 日（火） 13:00～16:00（開場 12:30）

ホテルイースト 21 東京 イースト 21 ホール

（東京都江東区東陽 6－3－3）

#### 【申し込み・問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用推進・研究部 研究開発課

電話：043(297)9527

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity01.html>

#### 〈参考〉「高年齢者雇用安定助成金」のご案内

生涯現役社会の実現に向け、高年齢者の雇用環境整備などに取り組む事業主には各種の支援制度がありますので、ぜひご活用ください。

○高年齢者の雇用環境整備（機械設備の導入や雇用管理制度の整備など）を実施した事業主への助成金

「高年齢者活用促進コース」

[http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy\\_sokusin.html](http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_sokusin.html)

○他企業で働く高年齢者を定年後の失業を経ずに自社で雇い入れた場合の助成金

「高年齢者労働移動支援コース」

[http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy\\_roudousien.html](http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_roudousien.html)

詳しくは、都道府県高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

・所在地一覧

<http://www.jeed.or.jp/location/ks/index.html>

▽▼                    大阪で無料の「テレワーク・セミナー」を開催します  
～ 情報通信技術（ICT）の活用で、場所にとらわれない働き方を ～                    ▲△

テレワークは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所にとらわれない働き方です。近年、育児や介護による離職を防ぐための「人材確保」、交通費や事務所賃料などの「コスト削減」、通勤時間の削減等による「ワークライフバランスの向上」のほか、「BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）対策」といった、企業経営におけるメリットと労働環境改善の観点から注目を集めています。

しかし、テレワーク導入に当たっては、労務管理やセキュリティの確保が難しいことから導入できないと考えている企業が多くあります。

そのため、厚生労働省では、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談、テレワークに必要な情報通信技術に関するセミナーを開催します（参加無料・事前申込制）。

また、セミナー終了後には、労務管理面、情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題等につき、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。

テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理部門の皆さま、ぜひご参加ください。

【開催日】平成 27 年 1 月 23 日（金）

【時 間】13:00 ～ 16:00（※個別相談会 16:00～）

【場 所】エル・おおさか（大阪府中央区北浜東 3-14）

【定 員】130 名

【詳細・申込みはこちら（委託先：一般社団法人 日本テレワーク協会）】

TEL：03(5577)4572 FAX：03(5577)4582

URL：<http://telework2014.jp>

▽▼                    「『見える』安全活動コンクール」投票受付中  
～労働災害防止のための創意工夫事例への投票をお待ちしています～                    ▲△

厚生労働省では平成 26 年度「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。

このコンクールは、労働災害防止のために企業が行っている安全活動の「見える」化への取組みを活性化させることを目的として、創意工夫事例を募集し、皆さまからの評価・投票により優良事例を決定・公表するものです。現在、ホームページで投票を受付中です。

なお、「見える」安全活動とは、守るべき安全手順や視覚的に捉えられないような危険を視覚化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動などを言います。

多くの皆さまの投票をお待ちしています。

#### 【実施スケジュール】

投票期間：平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日

結果発表：平成 27 年 3 月上旬（予定）

#### 【投票はこちらへ】

（『見える』安全活動コンクール」特設ページ）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>



#### 現在の雇用失業情勢



11 月 28 日に公表された 10 月の完全失業率は前月より 0.1 ポイント改善の 3.5%、有効求人倍率は前月より 0.01 ポイント改善の、1.10 倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいる状況にあります。

#### 【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201410.pdf>

#### 【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000065919.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」  
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====